

# 令和2年度農業者等との意見交換会実施要領

令和2年6月  
一般社団法人佐賀県農業会議

## 1. 目的

農業委員会には、農業委員会法第38条において、「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」が定められている。

これを受け、農業委員会は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など農地利用の最適化の推進について、広く農業者の声を汲み上げるため、毎年、各農業委員会において「農業者等との意見交換会」に取り組んできたところである。

意見交換会で出された内容については、農業会議で取りまとめ、県に「農業者の声」として提出するとともに、全国農業会議所等へ報告し、政策提案として国の農業施策や予算等に反映させることを目的とする。

## 2. 実施方法

意見交換会の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の対策(会場の換気、人と人との距離の確保、衛生管理など)を講じた上で実施してください。

- (1) 対象 全農業委員会で取り組む。
- (2) 実施時期 令和2年12月末までに実施する。
- (3) 参加対象者 農業者、行政、JA関係者等
- (4) 実施方法 開催案内については(別紙1)を参考とする。

- ①参加を呼びかけての開催
- ②集落座談会や出前農業委員会など出向いての開催

【例】市町農林水産部局、JA関係機関・団体と連携し、集落・地域での意見交換

対象者：認定農業者、農業法人代表者、生産組合長、JA作物部会の代表者、市町議会議員、役所内の部課長、職員等

(5)意見交換のテーマ

- ・課題になると想定される項目について(例) (別紙2)

(6)参加要請

テーマに即して、関係機関や団体関係者、農業会議等に出席を要請する。

(7)実施結果の報告

報告様式(別紙2)により、令和3年1月末までに農業会議にメールにて報告する。

### 3. 農業会議の取り組み

- (1)県下全農業委員会へ取り組みを依頼する。
- (2)意見交換会の実施にあたり職員を派遣するなど農業委員会に協力する。
- (3)農業委員会からの意見の結果を取りまとめ、県に対して「意見書の提出」を行う。
- (4)全国農業会議所へ報告する。

### 4. 全国農業会議所の取り組み

- (1)取り組み事例など情報を提供する。
- (2)全国から寄せられた結果を整理・集約し、全国農業委員会会長大会(令和3年5月開催予定)等で政策提案し、国の施策や予算等に反映させる。

「農業者等との意見交換会」の開催案内（参考）

令和〇年〇月〇日

各 位

〇〇農業委員会  
会長 〇〇〇〇

「農業者等と農業委員会との意見交換会」のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび農業者の皆様と農業委員会との意見交換会を下記により開催することといたしました。

当日は、市町農政課、JA、農業改良普及センターの出席も得て、直面している課題、政策要望や提案など自由な話し合いをすることとしております。

お忙しい折恐縮ですが、ご出席方よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 〇年〇月〇日（ ）午後〇時より〇時まで
2. 場 所 〇〇公民館
3. 意見交換の内容（テーマを踏まえて自由設定）
4. その他

## 「農業者等との意見交換会」実施報告様式

農業委員会

1. 期 日 令和 年 月 日

2. 参加者 人

内訳: 農業者 人、農業委員・推進委員 人、関係機関・団体 人、その他 人

3. 意見の内容

主なテーマ(例)	内 容
①農地の利用集積 (人・農地プランの実質化)	
②遊休農地対策	
③担い手・経営対策	
④新規就農・新規参入対策	
⑤鳥獣害対策	
⑥中山間地域対策	
⑦集落営農組織の法人化	
⑧農地の圃場整備	
⑨その他	

4. 上記の中から今後、農業委員会の活動や組織に求められている内容

--

5. 意見交換会の実施結果を踏まえ農業委員会が実施または予定していること

--

6. 農業委員会法第38条に基づく意見の提出(予定) について

あり / なし

※既に実施済みの場合は、意見の提出を添付ください。